

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案について

令和7年（2025年）12月19日提出

教育長 山根直樹

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則（平成29年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条を削る。
- (2) 第3条第1項中「第6条第1項の」を「第5条第1項の」に改め、同条第2項中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第2条とする。
- (3) 第4条第1項中「第7条第1項の」を「第6条第1項の」に改め、同条第2項中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第3条とする。
- (4) 第5条第1項中「第2条第1号、第4号及び第5号」を「第2条第3号及び第4号」に改め、「第3条第2項」を削り、同条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第44号）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例（平成28年条例第50号）第3条の規定の適用については、改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

（理 由）

札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例の一部改正に伴い、多学年学級担当手当に係る規定を削るため、本案を提出する。

<p>(委任) 第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>(委任) 第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>条の繰上げ</p>
---	---	--------------

令和7年第19回教育委員会会議 提出議案の概要について

(教育委員会教職員課給与係)

【議案第3号】札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案について

(1) 改正の背景

国において、教育公務員特例法が改正され、義務教育等教員特別手当が条例で定める校務類型等に応じて支給することとされたことを受け、札幌市立学校教育職員の給与に関する条例において校務類型を規定するとともに、札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例に規定する多学年学級担当手当を廃止することとなった。

(2) 改正内容

多学年学級担当手当の支給に関して必要な事項を定めている規則第2条の規定を削ることとし、条項ずれ等の規定整備を行う。

(3) 施行期日

令和8年1月1日から施行する。